

「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金交付要綱実施細目

1 総則

この細目は、「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

2 補助事業者

- (1) 要綱第4条別表の知事が別に定める団体は、市町村のみにより構成される実行委員会、協議会等とする。したがって、補助金の交付対象となる市町村等は、市町村、一部事務組合及び広域連合並びに市町村のみにより構成される実行委員会、協議会等とする。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合は、複数の市町村とみなす。また、岐阜県内の市町村及び岐阜県外の市町村により組織する場合は、岐阜県内の市町村が1つであっても複数の市町村とみなす。

3 補助対象事業

- (1) 補助対象事業の期間は、交付決定日から当該年度の2月末日までとする。
- (2) 国、都道府県その他公的機関が実施する公的事業による補助を受けているもの及び受ける予定となっている事業については、交付の対象としない。
- (3) 予算の繰越しを伴う事業は、交付の対象としない。

4 補助金の額

要綱第4条別表に掲げる補助限度額と補助対象経費に補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を上限として、予算の範囲内で定める。

5 補助対象経費の算定基準

要綱第4条別表の知事が別に定める補助対象外経費は、次のとおりとする。

- (1) 過大な報償費及び旅費並びに補助事業者職員に係る経費
- (2) 個人・特定の事業者への給付に類するもの
- (3) 施設整備に要する経費並びに不動産の購入費
- (4) 備品購入に要する経費
- (5) 事業に入場料等の事業収入、協賛金等に相当する収入があるときは、その相当額を補助対象外とする
- (6) ソフトウェア及び機器等のリースを行う場合は、当該年度の2月末日までに支払い及び検査が完了しているものに限る

6 補助金の交付手続

知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付の目的が達成できると認めるときは、補助事業者に別紙様式1によりその内容を通知する。

なお、要綱第5条第3項の知事が別に定める提出期限は、次のとおりとする。ただし、予算の上限に達した場合、提出期間内であっても受付を終了する場合がある。

補助金交付申請書の提出期限は、当該年度の11月末日（閉庁日の場合は前閉庁日）までとする。

7 承認手続

(1) 補助事業者は、次に該当する場合にあっては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

①岐阜県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第6条第1号の規定により補助事業の経費の配分の変更をしようとするとき。

②規則第6条第2号の規定により補助対象事業の内容の変更をしようとするとき。

③規則第6条第3号の規定により補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

④規則第21条に規定する財産の処分をするとき。

(2) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、規則第6条第4号の規定により速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

8 補助事業の表示等

(1) 補助事業者は、当該補助金を受けて普及啓発活動等を実施した旨をポスター、チラシ、パンフレット、広報誌等に表示するものとする。

(2) 表示に要する経費は、補助対象経費とする。

9 実績報告

要綱第10条第3項の知事が別に定める提出期限は、当該年度の2月末日（閉庁日の場合は翌閉庁日）までとする。

10 補助金の額の確定

知事は、実績報告書の提出があったときは、補助対象事業の完了に伴う補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを事業完了確認調書（別紙様式2）により調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別紙様式3により通知する。

11 補助金の交付時期等

(1) 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事に補助金交付請求書（要綱別記第9号様式）を提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、既に概算払により交付された補助金の額が確定した交付すべき補助金の額を超える場合にあつては、その超える補助金の額について知事に返還しなければならない。

附 則（令和2年8月26日付け清政第128号）

この細目は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この細目は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月31日改正）

この細目は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月31日改正）

この細目は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

様

岐阜県知事

年度 「清流の国ぎふ」SDGs 推進ネットワーク連携促進補助金
(変更) 交付決定について (通知)

標記について、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することにしたので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる総事業費、補助対象事業費及び交付決定額は、別表のとおりとする。ただし、当該事業の内容が変更された場合における当該事業の総事業費、補助対象事業費及び交付決定額については、別に通知するところによるものとする。
- 2 岐阜県補助金等交付規則及び「清流の国ぎふ」SDGs 推進ネットワーク連携促進補助金交付要綱（令和 2 年 8 月 17 日制定）に従わなければならない。

別 表

申請年月日・番号	年 月 日付け	第 号
事業名		
総事業費		円
補助対象事業費		円
交付決定額		円

別紙様式2

事業完了確認調書

補助事業者名		
補助対象事業名		
事業場所等		
総事業費		
補助金の額		
立会人		
事業の期間（着手・完了）		
調 査	現地調査 （調査年月日と調査結果）	
	書類調査 （調査年月日と調査結果）	

上記のとおり完了を確認しました。

年 月 日

確認者

別紙様式3

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金の
額の確定について（通知）

標記について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付決定 年月日・番号	年 月 日付け 第 号
変更交付決定 年月日・番号	年 月 日付け 第 号
総事業費	円
補助対象事業費	円
確定補助金額	円